

西宮市手話通訳者・要約筆記者等派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に規定する意思疎通支援を行う者を派遣する事業のうち、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者に対し、手話通訳者等又は要約筆記者等（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の一部を市長が適当と認める福祉団体（以下「団体」という。）に委託することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託団体に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

(対象者)

第3条 派遣の対象者は、市内に居住する者であって、聴覚又は音声、言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「聴覚障害者等」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が意思疎通支援者の派遣が必要と認めるときは、意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

(派遣の登録)

第4条 意思疎通支援者の派遣を受けようとする者は、あらかじめ西宮市手話通訳者・要約筆記者等派遣登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(派遣対象事由)

第5条 派遣の対象となる事由は、聴覚障害者等が社会参加のため意思疎通の支援が必要な次の各号に該当する場合とする。ただし、各号の詳細については別に定めるものとする。

- (1) 官公庁での手続・相談に関すること
- (2) 医療機関受診に関すること
- (3) 結婚に関すること
- (4) 葬儀に関すること
- (5) 契約に関すること
- (6) 就職の初回面談
- (7) 自治会・町内会活動に関すること
- (8) P T A活動に関すること
- (9) 学校行事に関すること
- (10) 学習に関すること
- (11) サークル活動に関すること

- (12) ボランティア活動に関する事
- (13) 法律相談に関する事

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は原則として派遣しない。

- (1) 政治団体の活動（特定の政党の政治活動や集会等）
- (2) 宗教団体の活動（宗教的な活動や集会等）
- (3) 企業の営利活動（企業・団体・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等）
- (4) 定期的かつ長期にわたる活動
- (5) その他社会通念上派遣することが好ましくないと認める活動

（派遣の区域及び時間）

第6条 派遣の対象となる区域は、西宮市内、芦屋市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、神戸市及び大阪市とする。ただし、兵庫県聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）を利用する場合については、この限りではない。

2 前項の規定に関わらず、市長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を前項に掲げる区域以外の区域に派遣することができるものとする。ただし、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができない場合は、他の自治体等の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

（費用の負担）

第7条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用及び特別の交通費等は申請者が負担しなければならない。

（意思疎通支援者の登録）

第8条 西宮市意思疎通支援者として登録を希望する者は、西宮市意思疎通支援者登録申請書（様式第2号）に、次に掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、受託団体を經由して市長に提出するものとする。

- (1) 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
- (2) 兵庫県手話通訳者登録試験の合格者
- (3) 兵庫県要約筆記者登録試験の合格者
- (4) 前3号で規定するものと同等と認められる者

2 受託団体は、前項の申請を受理した場合は、登録の可否を決定し、その旨を市長に報告するとともに、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、登録を行った意思疎通支援者が不適当と認める事由が生じたときは、登録を取り消すものとする。

(派遣の実施)

第9条 第4条に規定する派遣の登録を行った者（以下「登録者」という。）は、意思疎通支援者の派遣を受けようとする場合は、原則として希望する日の5開庁日前までに、受託団体に派遣依頼を行うものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

2 受託団体は、前項の派遣依頼を受理したときは、内容を審査の上で派遣の可否を決定するものとする。

3 受託団体は、前項の審査の結果派遣が適当と認める場合は、前条の規定により登録した派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、意思疎通支援者に依頼するものとする。

4 受託団体は、派遣の可否その他必要な事項を依頼者に対して通知するものとする。

5 市長は、この要綱に反し、依頼者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができるものとする。

(意思疎通支援者の用務等)

第10条 意思疎通支援者は、前条第3項の依頼に基づき意思伝達の支援及びこれに伴う必要な用務を実施するものとする。

2 意思疎通支援者は、その業務を行うにあたっては個人の人権を尊重し、事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。意思疎通支援者を辞した後も同様とする。

(身分証明書の携帯)

第11条 意思疎通支援者は、業務遂行中常に受託団体の長が発行する身分証明書を携帯しなければならない。

(活動内容の報告)

第12条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、派遣業務の内容を記録して、受託団体の長を通じて市長に報告するものとする。

2 受託団体の長は、前項の報告により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第13条 市長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上のため、研修等を実施する。

(頸肩腕障害等に関する健康診断)

第14条 市長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康維持を図り、もってこの事業の健全な運営を確保するため、

必要に応じ、意思疎通支援者の健康診断を実施する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

2 「西宮市手話奉仕員派遣事業実施要綱」及び「西宮市要約筆記者派遣事業実施要綱」は、平成18年9月30日に廃止する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。